

委 員 各 位

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 高 宮 則 夫

平成 2 8 年度第 3 回使用料、手数料等審議会の書面開催について

仲秋の候、皆さまにおかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の案件にかかる審議を賜りたく、ご案内させていただきました。

本来は委員の皆さまにお集まりいただくところでございますが、本審議案件については、各種証明書のコンビニ交付サービスの開始並びに自動交付機の運用終了に伴うものであることから、書面開催とさせていただきますと存じます。

つきましては、同封いたしました資料をご参照のうえ、内容についての確認や資料についてご不明な点、資料の追加要望等ございましたら、平成 28 年 9 月 30 日（金）までに事務局あてお問い合わせください。お問い合わせいただいた内容とそれに対する対応については、改めて皆さまに周知させていただきます。

なお、平成 28 年 10 月中を目途に答申いただけるようとり進めて参りますので、本案件の内容についてご確認いただけた場合には、平成 28 年 10 月 14 日（金）までに別紙 2 により回答いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 審議案件 いしかり市民カードの再交付手数料の廃止について

【事務局】

連絡先：石狩市財政部財政課

担 当：青山

電 話：0133-72-3154（直通）

F A X：0133-72-3540

e-mail：zaisei@city.ishikari.hokkaido.jp

【別紙 1】 お問い合わせ等にご利用ください。

※平成 28 年 9 月 30 日（金）まで

お名前

(FAX の場合～0133-72-3540)

石狩市役所財政部財政課 宛

【別紙2】回答用紙

※1又は2に○印をつけ、その他必要に応じて記入してください。

※平成28年10月14日（金）まで

お名前 _____

1. 本諮問案件の内容は、妥当である。

2. 本諮問案件の内容は、妥当ではない。

理由：

3. その他

質疑事項等：

(FAXの場合～0133-72-3540)

石狩市役所財政部財政課 宛